

長崎市中心市街地活性化基本計画 新旧対照表 (傍線赤文字部分は変更箇所)

変 更 後					変 更 前				
4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項					4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項				
[1] 略					[1] 略				
[2] 具体的事業の内容					[2] 具体的事業の内容				
(1) 略					(1) 略				
(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業					(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業				
事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項	事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 新大工町地区市街地再開発事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	【事業名】 新大工町地区市街地再開発事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 浜町地区市街地再開発事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	【事業名】 浜町地区市街地再開発事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 新市庁舎建設事業 【内容】 老朽化した市庁舎の建替えとあわせた、防災・災害復興拠点機能や多目的利用が可能な空間の整備 位置：魚の町 【実施時期】 平成 28 年度～	長崎市	新市庁舎に、市民によるイベント・展示など多目的利用が可能な空間や、まちなかの憩いのスペースとして多目的に利用できるエントランスホールや広場、駐車場、誰もが使いやすいトイレなどを整備する。 人が集まりやすく、交通アクセスの良い中心市街地に、市民が親しみやすく、交流の促進・賑わい創出を図る機能の集積が見込めることから中心市街地の活性化に必要な事業である。	【措置の内容】 社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業(まちなか地区)) [国土交通省] 【実施時期】 平成 28～29 年度		【事業名】 新市庁舎建設事業 【内容】 老朽化した市庁舎の建替えとあわせた、防災・災害復興拠点機能や多目的利用が可能な空間の整備 位置：魚の町 【実施時期】 平成 27 年度～	長崎市	新市庁舎に、市民によるイベント・展示など多目的利用が可能な空間や、まちなかの憩いのスペースとして多目的に利用できるエントランスホールや広場、駐車場、誰もが使いやすいトイレなどを整備する。 人が集まりやすく、交通アクセスの良い中心市街地に、市民が親しみやすく、交流の促進・賑わい創出を図る機能の集積が見込めることから中心市街地の活性化に必要な事業である。	【措置の内容】 社会資本整備総合交付金(まちなか地区都市再生整備計画事業及びまちなか地区都市再生整備計画事業と一体の効果促進事業) [国土交通省] 【実施時期】 平成 27～29 年度	
【事業名】 銅座界わい路地魅力向上事業 【内容】 舗装(板石、カラー舗装)側溝工、街路灯整備 延長 L=626m 位置：銅座町～本石灰町 【実施時期】 平成 26～30 年度	長崎市	銅座川周辺の歩道において、新たな滞留空間の整備と、修景整備を行うことにより、歩行者空間に新たな魅力を付加する。歩行者の回遊性の向上及び賑わいの創出が見込められる事業であることから、中心市街地の活性化に必要な事業である。	【措置の内容】 社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業(まちなか地区)) [国土交通省] 【実施時期】 平成 27～28 年度		【事業名】 銅座界わい路地魅力向上事業 【内容】 舗装(板石、カラー舗装)側溝工、街路灯整備 延長 L=626m 位置：銅座町～本石灰町 【実施時期】 平成 26～28 年度	長崎市	銅座川周辺の歩道において、新たな滞留空間の整備と、修景整備を行うことにより、歩行者空間に新たな魅力を付加する。歩行者の回遊性の向上及び賑わいの創出が見込められる事業であることから、中心市街地の活性化に必要な事業である。	【措置の内容】 社会資本整備総合交付金(まちなか地区都市再生整備計画事業) [国土交通省] 【実施時期】 平成 27～28 年度	

【事業名】 唐人屋敷顕在化事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	【事業名】 唐人屋敷顕在化事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 岩原川周辺環境整備事業 【内容】 都市下水路の両側に接する道路との一体的な整備 位置：岩原都市下水路、五島町恵美須町1号線ほか 【実施時期】 平成25～29年度	長崎市	長崎駅周辺とまちなかを結ぶ水辺沿いの歩行者動線として、水と緑と賑わいのある空間を整備する。 まちなかの賑わいを創出し、魅力や回遊性の向上に寄与することが見込まれるため、中心市街地の活性化に必要な事業である。	【措置の内容】 社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業(まちなか地区)及び都市再生整備計画事業(まちなか地区)と一体の効果促進事業) 〔国土交通省〕 【実施時期】 平成27～29年度		【事業名】 岩原川周辺環境整備事業 【内容】 都市下水路の両側に接する道路との一体的な整備 位置：岩原都市下水路、五島町恵美須町1号線ほか 【実施時期】 平成25～29年度	長崎市	長崎駅周辺とまちなかを結ぶ水辺沿いの歩行者動線として、水と緑と賑わいのある空間を整備する。 まちなかの賑わいを創出し、魅力や回遊性の向上に寄与することが見込まれるため、中心市街地の活性化に必要な事業である。	【措置の内容】 社会資本整備総合交付金(まちなか地区)都市再生整備計画事業及びまちなか地区都市再生整備計画事業と一体の効果促進事業) 〔国土交通省〕 【実施時期】 平成27～29年度	
【事業名】 中島川公園整備事業 【内容】 用地買収、補償、公園整備等を実施し、出島表門橋との一体的な整備 A=0.3ha 位置：江戸町 【実施時期】 平成22～29年度	長崎市	復元整備の進む出島の対岸に位置し、出島表門橋の架橋位置であることから、重要な観光資源と位置付け、景観的に優れた出島表門橋と一体的な空間となるよう整備する。 観光資源としての魅力向上と回遊性の向上による賑わいの創出に寄与することから中心市街地の活性化に必要な事業である。	【措置の内容】 社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業(まちなか地区)) 〔国土交通省〕 【実施時期】 平成27～29年度		【事業名】 中島川公園整備事業 【内容】 用地買収、補償、公園整備等を実施し、出島表門橋との一体的な整備 A=0.3ha 位置：江戸町 【実施時期】 平成22～29年度	長崎市	復元整備の進む出島の対岸に位置し、出島表門橋の架橋位置であることから、重要な観光資源と位置付け、景観的に優れた出島表門橋と一体的な空間となるよう整備する。 観光資源としての魅力向上と回遊性の向上による賑わいの創出に寄与することから中心市街地の活性化に必要な事業である。	【措置の内容】 社会資本整備総合交付金(まちなか地区)都市再生整備計画事業) 〔国土交通省〕 【実施時期】 平成27～29年度	
【事業名】 まちなか回遊路整備事業 【内容】 歩いて楽しいまちにするための回遊路の整備 位置：浜町伊良林1号線、古町麴屋町1号線ほか 【実施時期】 平成25～34年度	長崎市	歴史・文化・観光・商業など長崎固有の多様な魅力が詰まったまちなかを歩いて楽しいまちにするため、歩きやすさを確保しながら、まちの特徴に合わせた景観等に配慮した回遊路を整備する。 中心市街地全体の魅力及び賑わいの向上に寄与するため、中心市街地の活性化に必要な事業である。	【措置の内容】 社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業(まちなか地区)) 〔国土交通省〕 【実施時期】 平成27～29年度		【事業名】 まちなか回遊路整備事業 【内容】 歩いて楽しいまちにするための回遊路の整備 位置：浜町伊良林1号線、古町麴屋町1号線ほか 【実施時期】 平成25～34年度	長崎市	歴史・文化・観光・商業など長崎固有の多様な魅力が詰まったまちなかを歩いて楽しいまちにするため、歩きやすさを確保しながら、まちの特徴に合わせた景観等に配慮した回遊路を整備する。 中心市街地全体の魅力及び賑わいの向上に寄与するため、中心市街地の活性化に必要な事業である。	【措置の内容】 社会資本整備総合交付金(まちなか地区)都市再生整備計画事業) 〔国土交通省〕 【実施時期】 平成27～29年度	

(4)に移設					<p>【事業名】 賑わい拠点広場整備事業</p> <p>【内容】 用地取得、板石舗装、カラー舗装、パーゴラ等の設置 規模：4箇所計1,650㎡ 位置：新大工エリア、中島川・寺町エリア、浜町・銅座エリア</p> <p>【実施時期】 平成26～34年度</p>	長崎市	<p>地域に賑わいを生み出すため、地域や商店街等によるイベント等が開催できるシンボリックな広場を整備する。 まちなかの賑わい創出が見込まれるため、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>【措置の内容】 社会資本整備総合交付金(まちなか地区都市再生整備計画事業) [国土交通省]</p> <p>【実施時期】 平成27～28年度</p>
(4)に移設					<p>【事業名】 公園施設整備事業</p> <p>【内容】 中心市街地内の公園等の整備(湊公園・丸山公園ほか) 位置：新地町、寄合町ほか</p> <p>【実施時期】 平成27～31年度</p>	長崎市	<p>地域のイベント等が開催され、賑わいの拠点となる公園等を整備する。 回遊性の向上や賑わいの創出及び付近の居住環境の向上に寄与することから、中心市街地の活性化に必要である。</p>	<p>【措置の内容】 社会資本整備総合交付金(まちなか地区都市再生整備計画事業) [国土交通省]</p> <p>【実施時期】 平成28～29年度(予定)</p>
(4)に移設					<p>【事業名】 地域・観光交流センター整備事業</p> <p>【内容】 地域交流センターの整備 規模：2箇所 面積：1,081㎡ 位置：中島川・寺町エリア、館内・新地エリア</p> <p>【実施時期】 平成26～34年度</p>	長崎市	<p>地域の伝統や文化の継承に貢献し、観光客への情報発信を行う拠点となる施設を整備する。 地域の活性化及び観光客の回遊性の向上に寄与することから、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>【措置の内容】 社会資本整備総合交付金(まちなか地区都市再生整備計画事業) [国土交通省]</p> <p>【実施時期】 平成27～28年度</p>
<p>【事業名】 まちなみ整備事業</p> <p>【内容】 町家等の維持・保全及び復元への助成 位置：中島川・寺町エリア</p> <p>【実施時期】 平成25～34年度</p>	長崎市	<p>長崎の和風の文化を色濃く残す中島川・寺町地区において、長崎独特の「和」の雰囲気を感じられるまちづくりのため、町家の維持・保全等に対して助成する。 地域の魅力向上による観光振興が見込まれることから、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>【措置の内容】 社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業(まちなか地区))と一体の効果促進事業) [国土交通省]</p> <p>【実施時期】 平成27～29年度</p>	<p>【事業名】 まちなみ整備事業</p> <p>【内容】 町家等の維持・保全及び復元への助成 位置：中島川・寺町エリア</p> <p>【実施時期】 平成25～34年度</p>	長崎市	<p>長崎の和風の文化を色濃く残す中島川・寺町地区において、長崎独特の「和」の雰囲気を感じられるまちづくりのため、町家の維持・保全等に対して助成する。 地域の魅力向上による観光振興が見込まれることから、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>【措置の内容】 社会資本整備総合交付金(まちなか地区都市再生整備計画事業と一体の効果促進事業) [国土交通省]</p> <p>【実施時期】 平成27～29年度</p>	

<p>【事業名】 誘導サイン整備事業</p> <p>【内容】 誘導・案内板の設置（15箇所） 位置：中心市街地の一部</p> <p>【実施時期】 平成25～<u>29年度</u></p>	長崎市	<p>観光客が迷わず快適にまち歩きができるように、分かりやすい位置に、視認性・識別性に優れた誘導サインを整備する。目的地への誘導が容易になることで、更なるまちなか回遊・賑い創出が見込まれることから、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>【措置の内容】 社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業(<u>まちなか地区</u>)) [国土交通省]</p> <p>【実施時期】 平成 27～28 年度</p>		<p>【事業名】 誘導サイン整備事業</p> <p>【内容】 誘導・案内板の設置（15箇所） 位置：中心市街地の一部</p> <p>【実施時期】 平成25～<u>28年度</u></p>	長崎市	<p>観光客が迷わず快適にまち歩きができるように、分かりやすい位置に、視認性・識別性に優れた誘導サインを整備する。目的地への誘導が容易になることで、更なるまちなか回遊・賑い創出が見込まれることから、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>【措置の内容】 社会資本整備総合交付金(<u>まちなか地区</u>都市再生整備計画事業) [国土交通省]</p> <p>【実施時期】 平成 27～28 年度</p>	
<p>【事業名】 公共トイレ整備事業</p> <p>【内容】 まちなか周辺における既存の公共トイレの再整備 公共トイレ整備：<u>4箇所</u> 位置：中心市街地</p> <p>【実施時期】 平成 25～29 年度</p>	長崎市	<p>誰もが安心して快適に利用できるよう、中心市街地における公共トイレについてバリアフリー化などを行う。 市民や観光客等の回遊性の向上や賑わいの創出及び付近の居住環境の向上が見込まれることから、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>【措置の内容】 社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業(<u>まちなか地区</u>))と一体の効果促進事業) [国土交通省]</p> <p>【実施時期】 平成 27～29 年度</p>		<p>【事業名】 公共トイレ整備事業</p> <p>【内容】 まちなか周辺における既存の公共トイレの再整備 公共トイレ整備：<u>3箇所</u> 位置：中心市街地</p> <p>【実施時期】 平成 25～29 年度</p>	長崎市	<p>誰もが安心して快適に利用できるよう、中心市街地における公共トイレについてバリアフリー化などを行う。 市民や観光客等の回遊性の向上や賑わいの創出及び付近の居住環境の向上が見込まれることから、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>【措置の内容】 社会資本整備総合交付金(<u>まちなか地区</u>都市再生整備計画事業と一体の効果促進事業) [国土交通省]</p> <p>【実施時期】 平成 27～29 年度</p>	
<p>【事業名】 まちなみ修景計画策定事業</p> <p>【内容】 特性に応じた魅力向上や回遊性向上を図る道路や建物等の修景デザイン計画の作成 位置：中心市街地</p> <p>【実施時期】 平成25～<u>28年度</u></p>	長崎市	<p>まちなかの道路や建物等が同時期に整備される空間について、地域の歴史・文化を踏まえた修景計画を作成し、景観に優れた一体的な空間整備を推進する。 景観に配慮した公共空間の整備を誘導することにより、地域の魅力を高めて回遊性の向上に寄与することから、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>【措置の内容】 社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業(<u>まちなか地区</u>))と一体の効果促進事業) [国土交通省]</p> <p>【実施時期】 平成 27～<u>28年度</u></p>		<p>【事業名】 まちなみ修景計画策定事業</p> <p>【内容】 特性に応じた魅力向上や回遊性向上を図る道路や建物等の修景デザイン計画の作成 位置：中心市街地</p> <p>【実施時期】 平成 25～<u>29年度</u></p>	長崎市	<p>まちなかの道路や建物等が同時期に整備される空間について、地域の歴史・文化を踏まえた修景計画を作成し、景観に優れた一体的な空間整備を推進する。 景観に配慮した公共空間の整備を誘導することにより、地域の魅力を高めて回遊性の向上に寄与することから、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>【措置の内容】 社会資本整備総合交付金(<u>まちなか地区</u>都市再生整備計画事業と一体の効果促進事業) [国土交通省]</p> <p>【実施時期】 平成 27～<u>29年度</u></p>	
<p>(4)に移設</p>					<p>【事業名】 <u>花のあるまちづくり事業</u></p> <p>【内容】 <u>まちなかの各エリアにおいて、公共空間などに花の植栽を行い、花で楽しめる空間を創出する。</u> <u>位置：中心市街地</u></p> <p>【実施時期】 <u>平成 25～34 年度</u></p>	<u>長崎市</u>	<p><u>中心市街地内において花で楽しめるまちを創出することにより、公共空間等の快適性を高め、魅力の向上を図る。</u> <u>地域の活性化や回遊性の向上に寄与するものであり、中心市街地の活性化に必要な事業である。</u></p>	<p>【措置の内容】 社会資本整備総合交付金(<u>まちなか地区</u>都市再生整備計画事業と一体の効果促進事業) [国土交通省]</p> <p>【実施時期】 <u>平成 27～29 年度</u></p>	

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 銅座川プロムナード整備事業（街路） （略）	（略）	（略）	（略）	（略）
【事業名】 都市計画道路新地町稲田町線街路整備事業[出島・南山手地区] （略）	（略）	（略）	（略）	（略）
【事業名】 市道籠町稲田町1号線電線共同溝整備事業 【内容】 景観及び防災性の向上を図る電線類地中化事業 電線共同溝 延長：L=250m 位置：籠町～稲田町 【実施時期】 平成27～ <u>32年度</u>	長崎市	当路線は、そのほとんどが、館内・新地地区景観形成重点地区に位置しており、景観に配慮した整備が必要であり、また、防災性の向上と安全で快適な歩行者空間の確保を図るため、電線類の地中化を行う。 都市の良好な景観を創出し、街なかの回遊性向上に寄与するため、中心市街地の活性化のために必要な事業である。	【措置の内容】 防災・安全交付金（道路事業） [国土交通省] 【実施時期】 <u>平成29</u> ～31年度	
【事業名】 南大浦地区斜面市街地再生事業 （略）	（略）	（略）	（略）	（略）
【事業名】 長崎駅周辺土地区画整理事業 （略）	（略）	（略）	（略）	（略）
【事業名】 都市計画道路長崎駅中央通り線街路整備事業 （略）	（略）	（略）	（略）	（略）
【事業名】 公共下水道事業 【内容】 長崎駅周辺土地区画整理事業にあわせ、区域の浸水被害の防止のための雨水排除対策	長崎市	長崎駅周辺の浸水被害を防止するため、長崎駅周辺土地区画事業地内において雨水排除のための施設整備を行う。 長崎駅周辺の生活空間の防災機能の向上及び安全確保に寄与し、快適で安心な拠点施設を形成することから、中心市街地の	【措置の内容】 防災・安全交付金（下水道事業） [国土交通省] 【実施時期】 平成27～31年度	

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 銅座川プロムナード整備事業（街路） （略）	（略）	（略）	（略）	（略）
【事業名】 都市計画道路新地町稲田町線街路整備事業[出島・南山手地区] （略）	（略）	（略）	（略）	（略）
【事業名】 市道籠町稲田町1号線電線共同溝整備事業 【内容】 景観及び防災性の向上を図る電線類地中化事業 電線共同溝 延長：L=250m 位置：籠町～稲田町 【実施時期】 平成27～ <u>31年度</u>	長崎市	当路線は、そのほとんどが、館内・新地地区景観形成重点地区に位置しており、景観に配慮した整備が必要であり、また、防災性の向上と安全で快適な歩行者空間の確保を図るため、電線類の地中化を行う。 都市の良好な景観を創出し、街なかの回遊性向上に寄与するため、中心市街地の活性化のために必要な事業である。	【措置の内容】 防災・安全交付金（道路事業） [国土交通省] 【実施時期】 <u>平成27</u> ～31年度	
【事業名】 南大浦地区斜面市街地再生事業 （略）	（略）	（略）	（略）	（略）
【事業名】 長崎駅周辺土地区画整理事業 （略）	（略）	（略）	（略）	（略）
【事業名】 都市計画道路長崎駅中央通り線街路整備事業 （略）	（略）	（略）	（略）	（略）
【事業名】 公共下水道事業 【内容】 長崎駅周辺土地区画整理事業にあわせ、区域の浸水被害の防止のための雨水排除対策	長崎市	長崎駅周辺の浸水被害を防止するため、長崎駅周辺土地区画事業地内において雨水排除のための施設整備を行う。 長崎駅周辺の生活空間の防災機能の向上及び安全確保に寄与し、快適で安心な拠点施設を形成することから、中心市街地の	【措置の内容】 防災・安全交付金（下水道事業） [国土交通省] 【実施時期】 平成27～31年度	

延長：L=1,200m 断面 4.0m×2.0m (ボックスカルバート) 位置：長崎駅周辺 【実施時期】 平成25～ <u>33年度</u>		活性化に必要な事業である。		
【事業名】 都市計画道路大黒町恵美須町線街路整備事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 J R長崎本線連続立体交差事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 都市計画道路片淵線街路整備事業(新大工工区) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)

延長：L=1,200m 断面 4.0m×2.0m (ボックスカルバート) 位置：長崎駅周辺 【実施時期】 平成 25～ <u>31年度</u>		活性化に必要な事業である。		
【事業名】 都市計画道路大黒町恵美須町線街路整備事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 J R長崎本線連続立体交差事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 都市計画道路片淵線街路整備事業(新大工工区) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 旧長崎英国領事館保存整備事業 【内容】 経年等による劣化や煉瓦造という構造上の問題のある旧英国領事館の、耐震補強を含めた保存修理事業 位置：大浦町 【実施時期】 平成 23～24 年度(調査工事)、 平成26～34年度(保存修理)	長崎市	旧長崎英国領事館(国指定重要文化財)は、老朽化と耐震化への対応のため保存修理事業を行う。 旧長崎英国領事館は、観光客の往来も多い東山手・南山手地区の主要幹線道路沿いに位置し、往時の姿をそのまま留めていることから、異国情緒と言う長崎の魅力が強力に発信する力があり、これを保存修理することは、中心市街地への賑わいや人の波及につながるが見込まれることから、中心市街地の活性化に必要な事業である。	【措置の内容】 国宝重要文化財等保存整備費補助金 [文部科学省] 【実施時期】 平成 27～31 年度	

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 旧長崎英国領事館保存整備事業 【内容】 経年等による劣化や煉瓦造という構造上の問題のある旧英国領事館の、耐震補強を含めた保存修理事業 位置：大浦町 【実施時期】 平成 23～24 年度(調査工事)、 平成26～34年度(保存修理)	長崎市	旧長崎英国領事館(国指定重要文化財)は、老朽化と耐震化への対応のため保存修理事業を行う。 旧長崎英国領事館は、観光客の往来も多い東山手・南山手地区の主要幹線道路沿いに位置し、往時の姿をそのまま留めていることから、異国情緒と言う長崎の魅力が強力に発信する力があり、これを保存修理することは、中心市街地への賑わいや人の波及につながるが見込まれることから、中心市街地の活性化に必要な事業である。	【措置の内容】 文化財建造物保存修理等事業 [文部科学省] 【実施時期】 平成 27～31 年度	

<p>【事業名】 伝統的建造物群保存地区保存整備事業</p> <p>【内容】 長崎市伝統的建造物群保存地区保存条例第11条の規定による修理費用の一部を補助 位置：南山手・東山手地区</p> <p>【実施時期】 平成24～34年度</p>	長崎市	<p>国選定重要伝統的建造物群保存地区である東山手・南山手地区において、民間が所有している文化財を修理、整備することにより、長崎の貴重な文化遺産の適切な保存、活用を行う。</p> <p>伝統的建造物の保存により、後世にその魅力と価値が残るとともに、回遊ルートと併せた魅力発信を行うことで賑わいの創出が見込めることから、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>【措置の内容】 <u>国宝重要文化財等保存整備費補助金</u></p> <p>[文部科学省]</p> <p>【実施時期】 平成27～31年度</p>	
<p>【事業名】 文化財保存整備事業</p> <p>【内容】 国指定文化財、長崎県指定文化財及び長崎市指定文化財の所有者が実施する保存整備事業（修理）に対する事業費の一部補助 位置：中心市街地</p> <p>【実施時期】 平成25～34年度</p>	長崎市	<p>民間所有の文化財について、所有者等が実施する保存整備事業の一部を補助することで、文化財を良好な状態で後世に継承するものである。</p> <p>文化財を後世に継承することは、中心市街地の価値と魅力の発信や魅力向上にも繋がることから、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>【措置の内容】 <u>国宝重要文化財等保存整備費補助金</u></p> <p>[文部科学省]</p> <p>【実施時期】 平成27～31年度</p>	
<p>【事業名】 出島和蘭商館跡復元事業</p> <p>【内容】 平成8年に策定された史跡「出島和蘭商館跡」復元整備計画書及び平成25年度作成の史跡「出島和蘭商館跡」復元整備計画見直し報告書を基に行う第Ⅲ期及び第Ⅳ期復元建造物の建設 位置：出島町</p> <p>【実施時期】 平成8～31年度</p>	長崎市	<p>往時の出島を復元させるため、平成28年度の供用開始を目指し、第Ⅲ期事業により6棟の復元建造物の建設を行い、平成29年度以降には第Ⅳ期事業として新たに3棟の復元建造物の建設を行うものである。</p> <p>復元により再現された建造物が往時の出島の雰囲気醸成させ、さらなる観光客の増加と賑わいの創出が見込まれることから、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>【措置の内容】 国宝重要文化財等保存整備費補助金</p> <p>[文部科学省]</p> <p>【実施時期】 平成27～31年度</p>	(略)

(4) 国の支援措置がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
--------------	------	----------------------------	-------------------	--------

<p>【事業名】 伝統的建造物群保存地区保存整備事業</p> <p>【内容】 長崎市伝統的建造物群保存地区保存条例第11条の規定による修理費用の一部を補助 位置：南山手・東山手地区</p> <p>【実施時期】 平成24～34年度</p>	長崎市	<p>国選定重要伝統的建造物群保存地区である東山手・南山手地区において、民間が所有している文化財を修理、整備することにより、長崎の貴重な文化遺産の適切な保存、活用を行う。</p> <p>伝統的建造物の保存により、後世にその魅力と価値が残るとともに、回遊ルートと併せた魅力発信を行うことで賑わいの創出が見込めることから、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>【措置の内容】 <u>伝統的建造物群保存地区保存等整備事業</u></p> <p>[文部科学省]</p> <p>【実施時期】 平成27～31年度</p>	
<p>【事業名】 文化財保存整備事業</p> <p>【内容】 国指定文化財、長崎県指定文化財及び長崎市指定文化財の所有者が実施する保存整備事業（修理）に対する事業費の一部補助 位置：中心市街地</p> <p>【実施時期】 平成25～34年度</p>	長崎市	<p>民間所有の文化財について、所有者等が実施する保存整備事業の一部を補助することで、文化財を良好な状態で後世に継承するものである。</p> <p>文化財を後世に継承することは、中心市街地の価値と魅力の発信や魅力向上にも繋がることから、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>【措置の内容】 <u>文化財建造物保存修理等事業</u></p> <p>[文部科学省]</p> <p>【実施時期】 平成27～31年度</p>	
<p>【事業名】 出島和蘭商館跡復元事業</p> <p>【内容】 平成8年に策定された史跡「出島和蘭商館跡」復元整備計画書及び平成25年度作成の史跡「出島和蘭商館跡」復元整備計画見直し報告書を基に行う第Ⅲ期及び第Ⅳ期復元建造物の建設 位置：出島町</p> <p>【実施時期】 平成8～31年度</p>	長崎市	<p>往時の出島を復元させるため、平成28年度の供用開始を目指し、第Ⅲ期事業により6棟の復元建造物の建設を行い、平成29年度以降には第Ⅳ期事業として新たに3棟の復元建造物の建設を行うものである。</p> <p>復元により再現された建造物が往時の出島の雰囲気醸成させ、さらなる観光客の増加と賑わいの創出が見込まれることから、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>【措置の内容】 国宝重要文化財等保存整備費補助金 (<u>地域の特性を生かした史跡等総合活用支援推進事業</u>)</p> <p>[文化庁]</p> <p>【実施時期】 平成27～31年度</p>	

(4) 国の支援措置がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
--------------	------	----------------------------	-------------------	--------

【事業名】 都市計画道路銅座町松が 枝町線街路整備事業(大浦 工区) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	【事業名】 都市計画道路銅座町松が 枝町線街路整備事業(大浦 工区) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 都市計画道路長崎駅東通 り線街路整備事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	【事業名】 都市計画道路長崎駅東通 り線街路整備事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 東山手・南山手地区魅力向 上事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	【事業名】 東山手・南山手地区魅力向 上事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 出島表門橋架橋整備事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	【事業名】 出島表門橋架橋整備事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 県庁舎跡地活用事業 【内容】 本庁舎等跡地については、 以下の主要3機能を中心 とした懇話会提言を受け て検討中。 【主要機能】 ①多目的広場機能 多彩なイベントによる交 流・賑わいの創出ととも に、日常の憩いの場を提供 する ②歴史・情報発信機能 長崎の歴史や広く長崎が 有する歴史的遺産のみな らず、交流機能等をはじ め、長崎県に関する様々 な情報発信を目的とした機 能も付加する ③ホール機能 県民が集い、賑わいの創出 に資する なお、県警本部跡地につ いては、周辺施設機能の状 況に配慮しながら、県庁跡 地と連携した活用策を検 討する	長崎県	現県庁舎の移転後の跡地を、 賑わいの創出の場、歴史・情報 発信の場として整備するもの。 現県庁舎の敷地は、長崎発祥の 礎となった場所であり、長崎駅 や松が枝国際観光船ふ頭等と中 心部の商店街等をつなぐ地理的 にも重要な位置にあり、また出 島にも隣接することから、ここ を市民や観光客の交流による賑 わいの場、吸引力のある回遊性 の拠点として整備することは、 中心市街地の回遊性の向上・賑 わいの創出に大きく寄与するこ とから中心市街地の活性化に必要 な事業である。		【事業名】 県庁舎跡地活用事業 【内容】 本庁舎等跡地については、 以下の主要3機能を中心 とした懇話会提言を受け て検討中。 【主要機能】 ①多目的広場機能 多彩なイベントによる交 流・賑わいの創出ととも に、日常の憩いの場を提供 する ②歴史・情報発信機能 長崎の歴史や広く長崎が 有する歴史的遺産のみな らず、交流機能等をはじ め、長崎県に関する様々 な情報発信を目的とした機 能も付加する ③ホール機能 県民が集い、賑わいの創出 に資する なお、県警本部跡地につ いては、周辺施設機能の状 況に配慮しながら、県庁跡 地と連携した活用策を検 討する	長崎県 <u>長崎市</u>	現県庁舎の移転後の跡地を、 賑わいの創出の場、歴史・情報 発信の場として整備するもの。 現県庁舎の敷地は、長崎発祥の 礎となった場所であり、長崎駅 や松が枝国際観光船ふ頭等と中 心部の商店街等をつなぐ地理的 にも重要な位置にあり、また出 島にも隣接することから、ここ を市民や観光客の交流による賑 わいの場、吸引力のある回遊性 の拠点として整備することは、 中心市街地の回遊性の向上・賑 わいの創出に大きく寄与するこ とから中心市街地の活性化に必要 な事業である。			

位置：江戸町					位置：江戸町				
【実施時期】 平成26～32年度					【実施時期】 平成26～32年度				
【事業名】 市民トイレ活用事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	【事業名】 市民トイレ活用事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 市庁舎跡地活用事業	長崎市	現在の市庁舎は、陸の玄関口である長崎駅、浜町や新大工の中心商店街を結ぶ、市中心部において重要な場所に位置している。			【事業名】 市庁舎跡地活用事業	長崎市	現在の市庁舎は、陸の玄関口である長崎駅、浜町や新大工の中心商店街を結ぶ、市中心部において重要な場所に位置している。		
【内容】 <u>公園や文化施設を中心とした、市民が憩い、周辺の賑わいにつながる施設の整備</u> 位置：桜町		市庁舎移転後の跡地に、広場など市民の憩いの場や、人々が集い周辺の賑わいにつながる施設などを整備することで、まちなか全体への回遊性を促進することにつながるため、中心市街地の活性化に必要な事業である。			【内容】 <u>市民の憩いの場や、周辺の賑わいにつながる施設の検討・整備</u> 位置：桜町		市庁舎移転後の跡地に、広場など市民の憩いの場や、人々が集い周辺の賑わいにつながる施設などを整備することで、まちなか全体への回遊性を促進することにつながるため、中心市街地の活性化に必要な事業である。		
【実施時期】 平成29年度～					【実施時期】 平成29年度～				
【事業名】 県立図書館郷土資料センター（仮称）整備事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	【事業名】 県立図書館郷土資料センター（仮称）整備事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 銅座川プロムナード整備事業（河川、道路）[再掲] (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	【事業名】 銅座川プロムナード整備事業（河川、道路）[再掲] (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 <u>賑わい拠点広場整備事業</u>	長崎市	<u>地域に賑わいを生み出すため、地域や商店街等によるイベント等が開催できるシンボリックな広場を整備する。</u>			(2) ①からの移設				
【内容】 <u>用地取得、板石舗装、カラー舗装、パーゴラ等の設置</u> <u>規模：4箇所計1,650㎡</u> <u>位置：新大工エリア、中島川・寺町エリア、浜町・銅座エリア</u>		<u>まちなかの賑わい創出が見込まれるため、中心市街地の活性化に必要な事業である。</u>							
【実施時期】 平成26～34年度									

<p>【事業名】 公園施設整備事業</p> <p>【内容】 中心市街地内の公園等の整備（湊公園ほか） 位置：新地町ほか</p> <p>【実施時期】 平成27～31年度</p>	<p>長崎市</p>	<p>地域のイベント等が開催され、賑わいの拠点となる公園等を整備する。</p> <p>回遊性の向上や賑わいの創出及び付近の居住環境の向上に寄与することから、中心市街地の活性化に必要である。</p>			<p>(2) ①からの移設</p>				
<p>【事業名】 地域・観光交流センター整備事業</p> <p>【内容】 地域交流センターの整備 規模：2箇所 面積：1,081㎡ 位置：中島川・寺町エリア、館内・新地エリア</p> <p>【実施時期】 平成26～34年度</p>	<p>長崎市</p>	<p>地域の伝統や文化の継承に貢献し、観光客への情報発信を行う拠点となる施設を整備する。</p> <p>地域の活性化及び観光客の回遊性の向上に寄与することから、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>			<p>(2) ①からの移設</p>				
<p>【事業名】 花のあるまちづくり事業</p> <p>【内容】 まちなかの各エリアにおいて、公共空間などに花の植栽を行い、花で楽しめる空間を創出する。 位置：中心市街地</p> <p>【実施時期】 平成25～34年度</p>	<p>長崎市</p>	<p>中心市街地内において花で楽しめるまちを創出することにより、公共空間等の快適性を高め、魅力の向上を図る。</p> <p>地域の活性化や回遊性の向上に寄与するものであり、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>			<p>(2) ①からの移設</p>				

5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項

- [1] 略
- [2] 具体的事業の内容
- (1) 略

5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項

- [1] 略
- [2] 具体的事業の内容
- (1) 略

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 新市立病院建設事業 【内容】 市民病院及び成人病センターを廃止・統合し、救急医療の充実、地域の医療従事者の教育支援及び地域医療連携強化を図るため、新市立病院を建設 位置：常盤町及び新地町 【実施時期】 平成20～28年度	長崎市	老朽化、狭あい化した市民病院及び成人病センターを廃止・統合し、救急医療の充実、地域の医療従事者の教育支援及び地域医療連携強化を図るため、新市立病院を建設する。 人が集まりやすく、交通アクセスの良い中心市街地に施設を設置する本事業は、中心市街地の活性化に必要な事業である。	【措置の内容】 社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業(まちなか地区)) [国土交通省] 【実施時期】 平成27～28年度	
【事業名】 交流拠点施設整備事業(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 新市庁舎建設事業〔再掲〕 【内容】 老朽化した市庁舎の建替えとあわせた、防災・災害復興拠点機能や多目的利用が可能な空間の整備 位置：魚の町 【実施時期】 平成28年度～	長崎市	新市庁舎に、市民によるイベント・展示など多目的利用が可能な空間や、まちなかの憩いのスペースとして多目的に利用できるエントランスホールや広場、駐車場、誰もが使いやすいトイレなどを整備する。 人が集まりやすく、交通アクセスの良い中心市街地に、市民が親しみやすく、交流の促進・賑わい創出を図る機能の集積が見込めることから中心市街地の活性化に必要な事業である。	【措置の内容】 社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業(まちなか地区)) [国土交通省] 【実施時期】 平成28～29年度	
【事業名】 社会福祉会館建替え事業 【内容】 施設の老朽化が著しいうえに、エレベーターの設置がなく、利用者にとって大変不便な施設となっている長崎市社会福祉会館の建替えを実施 位置：中心市街地 【実施時期】 平成30～34年度(予定)	長崎市	新会館を「地域福祉を支援する拠点」と位置付け、長崎市社会福祉協議会をはじめ地域福祉に関する団体を集約し、相互連携を図りながら、市民や地域と交流・協働を行うことにより、地域福祉の着実な推進を図る本事業は、中心市街地の活性化に必要な事業である。	【措置の内容】 社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業) [国土交通省] 【実施時期】 平成30～31年度(未定)	
【事業名】 (仮称)こどもセンター建設事業	長崎市	(仮称)こどもセンターを「子ども自身の成長を支援するとともに、子育て中の親を支援する拠点」と位置付け、子どもの健	【措置の内容】 社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業)	

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 新市立病院建設事業 【内容】 市民病院及び成人病センターを廃止・統合し、救急医療の充実、地域の医療従事者の教育支援及び地域医療連携強化を図るため、新市立病院を建設 位置：常盤町及び新地町 【実施時期】 平成20～28年度	長崎市	老朽化、狭あい化した市民病院及び成人病センターを廃止・統合し、救急医療の充実、地域の医療従事者の教育支援及び地域医療連携強化を図るため、新市立病院を建設する。 人が集まりやすく、交通アクセスの良い中心市街地に施設を設置する本事業は、中心市街地の活性化に必要な事業である。	【措置の内容】 社会資本整備総合交付金(まちなか地区都市再生整備計画事業) [国土交通省] 【実施時期】 平成27年度	
【事業名】 交流拠点施設整備事業(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 新市庁舎建設事業〔再掲〕 【内容】 老朽化した市庁舎の建替えとあわせた、防災・災害復興拠点機能や多目的利用が可能な空間の整備 位置：魚の町 【実施時期】 平成27年度～	長崎市	新市庁舎に、市民によるイベント・展示など多目的利用が可能な空間や、まちなかの憩いのスペースとして多目的に利用できるエントランスホールや広場、駐車場、誰もが使いやすいトイレなどを整備する。 人が集まりやすく、交通アクセスの良い中心市街地に、市民が親しみやすく、交流の促進・賑わい創出を図る機能の集積が見込めることから中心市街地の活性化に必要な事業である。	【措置の内容】 社会資本整備総合交付金(まちなか地区都市再生整備計画事業及びまちなか地区都市再生整備計画事業と一体の効果促進事業) [国土交通省] 【実施時期】 平成27～29年度	
【事業名】 社会福祉会館建替え事業 【内容】 施設の老朽化が著しいうえに、エレベーターの設置がなく、利用者にとって大変不便な施設となっている長崎市社会福祉会館の建替えを実施 位置：中心市街地 【実施時期】 平成29～33年度(予定)	長崎市	新会館を「地域福祉を支援する拠点」と位置付け、長崎市社会福祉協議会をはじめ地域福祉に関する団体を集約し、相互連携を図りながら、市民や地域と交流・協働を行うことにより、地域福祉の着実な推進を図る本事業は、中心市街地の活性化に必要な事業である。	【措置の内容】 社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業) [国土交通省] 【実施時期】 平成30～31年度(未定)	
【事業名】 (仮称)こどもセンター建設事業	長崎市	(仮称)こどもセンターを「子ども自身の成長を支援するとともに、子育て中の親を支援する	【措置の内容】 社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業)	

<p>【内容】 子ども自身の成長を支援するとともに、子育て中の親を支援するため（仮称）こどもセンターの建設を実施 位置：中心市街地</p> <p>【実施時期】 平成30～33年度(予定)</p>		<p>やかな成長を手助けする本事業は、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>[国土交通省]</p> <p>【実施時期】 平成 30～31 年度 (未定)</p>	
---	--	--	--	--

- (2) ②略
(3) 略

(4) 国の支援措置がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 県庁舎跡地活用事業〔再掲〕</p> <p>【内容】 本庁舎等跡地については、以下の主要3機能を中心とした懇話会提言を受けて検討中。 〔主要機能〕 ①多目的広場機能 多彩なイベントによる交流・賑わいの創出とともに、日常の憩いの場を提供する ②歴史・情報発信機能 長崎の歴史や広く長崎が有する歴史的遺産のみならず、交流機能等をはじめ、長崎県に関する様々な情報発信を目的とした機能も付加する ③ホール機能 県民が集い、賑わいの創出に資する なお、県警本部跡地については、周辺施設機能の状況に配慮しながら、県庁跡地と連携した活用策を検討する</p>	長崎県	<p>現県庁舎の移転後の跡地を、賑わいの創出の場、歴史・情報発信の場として整備するもの。 現県庁舎の敷地は、長崎発祥の礎となった場所であり、長崎駅や松が枝国際観光船ふ頭等と中心部の商店街等をつなぐ地理的にも重要な位置にあり、また出島にも隣接することから、ここを市民や観光客の交流による賑わいの場、吸引力のある回遊性の拠点として整備することは、中心市街地の回遊性の向上・賑わいの創出に大きく寄与することから中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>		

<p>【内容】 子ども自身の成長を支援するとともに、子育て中の親を支援するため（仮称）こどもセンターの建設を実施 位置：中心市街地</p> <p>【実施時期】 平成29～33年度(予定)</p>		<p>拠点」と位置付け、子どもの健全やかな成長を手助けする本事業は、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>[国土交通省]</p> <p>【実施時期】 平成 30～31 年度 (未定)</p>	
---	--	---	--	--

- (2) ②略
(3) 略

(4) 国の支援措置がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 県庁舎跡地活用事業〔再掲〕</p> <p>【内容】 本庁舎等跡地については、以下の主要3機能を中心とした懇話会提言を受けて検討中。 〔主要機能〕 ①多目的広場機能 多彩なイベントによる交流・賑わいの創出とともに、日常の憩いの場を提供する ②歴史・情報発信機能 長崎の歴史や広く長崎が有する歴史的遺産のみならず、交流機能等をはじめ、長崎県に関する様々な情報発信を目的とした機能も付加する ③ホール機能 県民が集い、賑わいの創出に資する なお、県警本部跡地については、周辺施設機能の状況に配慮しながら、県庁跡地と連携した活用策を検討する</p>	長崎県 長崎市	<p>現県庁舎の移転後の跡地を、賑わいの創出の場、歴史・情報発信の場として整備するもの。 現県庁舎の敷地は、長崎発祥の礎となった場所であり、長崎駅や松が枝国際観光船ふ頭等と中心部の商店街等をつなぐ地理的にも重要な位置にあり、また出島にも隣接することから、ここを市民や観光客の交流による賑わいの場、吸引力のある回遊性の拠点として整備することは、中心市街地の回遊性の向上・賑わいの創出に大きく寄与することから中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>		

位置：江戸町				
【実施時期】 平成26～32年度				
【事業名】 市庁舎跡地活用事業〔再掲〕	長崎市	現在の市庁舎は、陸の玄関口である長崎駅、浜町や新大工の中心商店街を結ぶ、市中心部において重要な場所に位置している。		
【内容】 <u>公園や文化施設を中心とした、市民が憩い、周辺の賑わいにつながる施設の整備</u> 位置：桜町		市庁舎移転後の跡地に、広場など市民の憩いの場や、人々が集い周辺の賑わいにつながる施設などを整備することで、まちなか全体への回遊性を促進することにつながるため、中心市街地の活性化に必要な事業である。		
【実施時期】 平成29年度～				

位置：江戸町				
【実施時期】 平成26～32年度				
【事業名】 市庁舎跡地活用事業〔再掲〕	長崎市	現在の市庁舎は、陸の玄関口である長崎駅、浜町や新大工の中心商店街を結ぶ、市中心部において重要な場所に位置している。		
【内容】 <u>市民の憩いの場や、周辺の賑わいにつながる施設の検討・整備</u> 位置：桜町		市庁舎移転後の跡地に、広場など市民の憩いの場や、人々が集い周辺の賑わいにつながる施設などを整備することで、まちなか全体への回遊性を促進することにつながるため、中心市街地の活性化に必要な事業である。		
【実施時期】 平成29年度～				

6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項

- [1] 略
- [2] 具体的事業の内容
 - (1) ～ (4) 略

6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項

- [1] 略
- [2] 具体的事業の内容
 - (1) ～ (4) 略

7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、中心市街地特例通訳案内士育成等事業その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項

- [1] 略
- [2] 具体的事業の内容
 - (1) 略
 - (2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 新大工町地区市街地再開発事業（再掲） （略）	（略）	（略）	（略）	（略）
【事業名】 まちなか商店街誘客事業 （略）	（略）	（略）	（略）	（略）
【事業名】 長崎市まちなか賑わいづくり活動支援事業 （略）	（略）	（略）	（略）	（略）

7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、中心市街地特例通訳案内士育成等事業その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項

- [1] 略
- [2] 具体的事業の内容
 - (1) 略
 - (2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 新大工町地区市街地再開発事業（再掲） （略）	（略）	（略）	（略）	（略）
【事業名】 まちなか商店街誘客事業 （略）	（略）	（略）	（略）	（略）
【事業名】 長崎市まちなか賑わいづくり活動支援事業 （略）	（略）	（略）	（略）	（略）

【事業名】 まちなか商業人材サポート事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	【事業名】 まちなか商業人材サポート事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 中心市街地頑張る商店街ステップアップ事業(仮称) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	【事業名】 中心市街地頑張る商店街ステップアップ事業(仮称) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 <u>Nagasaki まちなか文化祭事業</u> 【内容】 中心市街地において、音楽をはじめ舞踊、演劇などのステージを開催することにより、まちなかの賑わいの創出や、市民の芸術文化活動の発表や鑑賞の場を提供する 【実施時期】 平成27年度～	長崎市	本市の中心商業地において、音楽をはじめ舞踊、演劇などのステージを開催する <u>Nagasaki まちなか文化祭</u> 事業は、まちなかの賑わいの創出に直接寄与するものであり、中心市街地の活性化に必要である。	【措置の内容】 中心市街地活性化ソフト事業 [総務省] 【実施時期】 平成27～31年度		【事業名】 <u>まちなかアートフェスタ事業</u> 【内容】 中心市街地において、音楽会をはじめ舞踊、演劇などのステージを <u>ジャンル別</u> に開催することにより、まちなかの賑わいの創出や、市民の芸術文化活動の発表や鑑賞の場を提供する 【実施時期】 平成27年度～	長崎市	本市の中心商業地において、音楽会をはじめ舞踊、演劇などのステージを開催する <u>まちなかアートフェスタ</u> 事業は、まちなかの賑わいの創出に直接寄与するものであり、中心市街地の活性化に必要である。	【措置の内容】 中心市街地活性化ソフト事業 [総務省] 【実施時期】 平成27～31年度	
【事業名】 長崎さるく (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	【事業名】 長崎さるく (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 長崎帆船まつり (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	【事業名】 長崎帆船まつり (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 長崎くんち (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	【事業名】 長崎くんち (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 長崎バイサイドマラソン&ウオーク (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	【事業名】 長崎バイサイドマラソン&ウオーク (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 長崎ランタンフェスティバル (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	【事業名】 長崎ランタンフェスティバル (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 中島川周辺活性化事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	【事業名】 中島川周辺活性化事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 観光イルミネーション事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	【事業名】 観光イルミネーション事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)

【事業名】 東山手・南山手地区魅力向上事業[再掲] (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 中心市街地公園整備事業 【内容】 中心市街地内の公園等の整備（中央公園ほか） 位置：賑町ほか 【実施時期】 平成 27～31 年度	長崎市	長崎ランタンフェスティバルや長崎くんち等、中心市街地で行われる催しが開催され、中心市街地の賑わいの拠点となり集客力を高める広場の整備等を実施する。 観光客等の来街の促進が図られ、回遊性の向上や賑わいの創出にも寄与することから、中心市街地の活性化に必要である。	【措置の内容】 中心市街地再活性化特別対策事業 〔総務省〕 【実施時期】 平成 30～31 年度	
【事業名】 出島表門橋架橋整備事業 [再掲] (略)	(略)	(略)	(略)	(略)

- (2) ②略
(3) 略
(4) 国の支援措置がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 長崎市公衆無線LAN環境整備事業 【内容】 中心市街地の主要観光施設等にアクセス回線及び無線機器を設置し、公衆無線LAN環境の整備を行うもの。 位置：中心市街地 【実施時期】 平成 27 年度	長崎市	これから更なる増加が見込まれる海外からの個人旅行者に対し、詳細な着地情報を提供するための環境整備を行うものである。 観光都市としての利便性を向上させ、外国人旅行者の滞在満足度を高めるとともに、災害発生時に彼らが必要な情報を円滑に取得できる環境をつくり、来街者などの効果的・効率的な活動を支えるものであり、中心市街地の活性化に必要な事業である。		

8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項
[1] 略
[2] 具体的事業の内容
(1) ～ (4) 略

【事業名】 東山手・南山手地区魅力向上事業[再掲] (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 中心市街地公園整備事業 【内容】 中心市街地内の公園等の整備（中央公園ほか） 位置：賑町ほか 【実施時期】 平成 27～31 年度	長崎市	長崎ランタンフェスティバルや長崎くんち等、中心市街地で行われる催しが開催され、中心市街地の賑わいの拠点となり集客力を高める広場の整備等を実施する。 観光客等の来街の促進が図られ、回遊性の向上や賑わいの創出にも寄与することから、中心市街地の活性化に必要である。	【措置の内容】 中心市街地再活性化特別対策事業 〔総務省〕 【実施時期】 平成 27～31 年度	
【事業名】 出島表門橋架橋整備事業 [再掲] (略)	(略)	(略)	(略)	(略)

- (2) ②略
(3) 略
(4) 国の支援措置がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 長崎市公衆無線LAN環境整備事業 【内容】 中心市街地の主要観光施設等にアクセス回線及び無線機器を設置し、公衆無線LAN環境の整備を行うもの。 位置：中心市街地 【実施時期】 平成 27 年度～	長崎市	これから更なる増加が見込まれる海外からの個人旅行者に対し、詳細な着地情報を提供するための環境整備を行うものである。 観光都市としての利便性を向上させ、外国人旅行者の滞在満足度を高めるとともに、災害発生時に彼らが必要な情報を円滑に取得できる環境をつくり、来街者などの効果的・効率的な活動を支えるものであり、中心市街地の活性化に必要な事業である。		

8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項
[1] 略
[2] 具体的事業の内容
(1) ～ (4) 略

◇4から8までに掲げる事業及び措置の実施箇所



◇4から8までに掲げる事業及び措置の実施箇所



9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

[1] 略

[2] 中心市街地活性化協議会に関する事項

(1)～(3) 略

(4) 開催状況

第1回長崎市中心市街地活性化協議会《設立総会》(平成26年8月28日)

- ・長崎市中心市街地活性化協議会規約(案)について
- ・長崎市中心市街地活性化協議会構成員(案)について
- ・長崎市中心市街地活性化協議会役員選任について

第2回長崎市中心市街地活性化協議会(平成26年10月2日)

- ・長崎市中心市街地活性化基本計画の素案について
- ・その他

第3回長崎市中心市街地活性化協議会(平成26年11月14日)

- ・長崎市中心市街地活性化基本計画(案)について
- ・その他

【平成27年度】

第1回長崎市中心市街地活性化協議会(平成27年4月13日)

- ・平成26年度事業報告(案)について
- ・平成27年度事業計画(案)・予算(案)について
- ・その他

第2回長崎市中心市街地活性化協議会(平成27年11月17日)

- ・長崎市中心市街地活性化協議会副会長及び委員の変更について
- ・長崎市中心市街地活性化基本計画の進捗状況について
- ・主要事業について
- ・経済産業省における中心市街地活性化関連施策の概要について
- ・その他

【平成28年度】

第1回長崎市中心市街地活性化協議会(平成28年4月28日)

- ・委員の選任(案)及び委員の選任について
- ・平成27年度事業報告(案)及び収支決算(案)について
- ・平成28年度事業計画(案)及び収支予算(案)について
- ・認定長崎市中心市街地活性化基本計画フォローアップに対する意見について
- ・認定長崎市中心市街地活性化基本計画の変更に対する意見について
- ・その他

9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

[1] 略

[2] 中心市街地活性化協議会に関する事項

(1)～(3) 略

(4) 開催状況

第1回長崎市中心市街地活性化協議会《設立総会》(平成26年8月28日)

- ・長崎市中心市街地活性化協議会規約(案)について
- ・長崎市中心市街地活性化協議会構成員(案)について
- ・長崎市中心市街地活性化協議会役員選任について

第2回長崎市中心市街地活性化協議会(平成26年10月2日)

- ・長崎市中心市街地活性化基本計画の素案について
- ・その他

第3回長崎市中心市街地活性化協議会(平成26年11月14日)

- ・長崎市中心市街地活性化基本計画(案)について
- ・その他

【平成27年度】

第1回長崎市中心市街地活性化協議会(平成27年4月13日)

- ・平成26年度事業報告(案)について
- ・平成27年度事業計画(案)・予算(案)について
- ・その他

第2回長崎市中心市街地活性化協議会(平成27年11月17日)

- ・長崎市中心市街地活性化協議会副会長及び委員の変更について
- ・長崎市中心市街地活性化基本計画の進捗状況について
- ・主要事業について
- ・経済産業省における中心市街地活性化関連施策の概要について
- ・その他

【平成28年度】

第1回長崎市中心市街地活性化協議会(平成28年4月28日)

- ・委員の選任(案)及び委員の選任について
- ・平成27年度事業報告(案)及び収支決算(案)について
- ・平成28年度事業計画(案)及び収支予算(案)について
- ・認定長崎市中心市街地活性化基本計画フォローアップに対する意見について
- ・認定長崎市中心市街地活性化基本計画の変更に対する意見について
- ・その他

【平成 29 年度】

第 1 回長崎市中心市街地活性化協議会（平成 29 年 4 月 26 日）

- ・平成 28 年度事業報告及び収支決算について
- ・平成 29 年度事業計画（案）及び収支予算（案）について
- ・認定長崎市中心市街地活性化基本計画フォローアップに対する意見について
- ・認定長崎市中心市街地活性化基本計画の変更に対する意見について
- ・その他

(5) 略

[3] 略

10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項

[1] ~ [3] 略

[4] 都市機能の集積のための事業等

中心市街地への都市機能の集積に向けて、前述の 4. から 8. に掲げた事業を行う。

4. ~ 6. 略

7. 経済活力向上のための事業

- ・大規模小売店舗立地法の特例措置
- ・新大工町地区市街地再開発事業（再掲）
- ・まちなか商店街誘客事業
- ・長崎市まちなか賑わいづくり活動支援事業
- ・まちなか商業人材サポート事業
- ・中心市街地頑張る商店街ステップアップ事業（仮称）

・Nagasaki まちなか文化祭事業

- ・長崎さるく
- ・長崎帆船まつり
- ・長崎くんち
- ・長崎ベイサイドマラソン&ウオーク
- ・長崎ランタンフェスティバル
- ・中島川周辺活性化事業
- ・観光イルミネーション事業
- ・東山手・南山手地区魅力向上事業（再掲）
- ・中心市街地公園整備事業
- ・出島表門橋架橋整備事業（再掲）
- ・市民トイレ活用事業（再掲）
- ・浜町地区市街地再開発事業（再掲）
- ・長崎市公衆無線 LAN 環境整備事業

8. 略

※新規追加

(5) 略

[3] 略

10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項

[1] ~ [3] 略

[4] 都市機能の集積のための事業等

中心市街地への都市機能の集積に向けて、前述の 4. から 8. に掲げた事業を行う。

4. ~ 6. 略

7. 経済活力向上のための事業

- ・大規模小売店舗立地法の特例措置
- ・新大工町地区市街地再開発事業（再掲）
- ・まちなか商店街誘客事業
- ・長崎市まちなか賑わいづくり活動支援事業
- ・まちなか商業人材サポート事業
- ・中心市街地頑張る商店街ステップアップ事業（仮称）

・まちなかアートフェスタ事業

- ・長崎さるく
- ・長崎帆船まつり
- ・長崎くんち
- ・長崎ベイサイドマラソン&ウオーク
- ・長崎ランタンフェスティバル
- ・中島川周辺活性化事業
- ・観光イルミネーション事業
- ・東山手・南山手地区魅力向上事業（再掲）
- ・中心市街地公園整備事業
- ・出島表門橋架橋整備事業（再掲）
- ・市民トイレ活用事業（再掲）
- ・浜町地区市街地再開発事業（再掲）
- ・長崎市公衆無線 LAN 環境整備事業

8. 略